

# 和木町における中核機関設置までの流れ ～地域包括支援センターを中核機関に～

～小さな町の強みを生かして～



和木町役場保健福祉課 和木町地域包括支援センター  
社会福祉士 岩下めぐみ  
令和4年5月27日(金)

# 和木町について

令和4年4月1日現在



総人口	6,041人	(総人口に占める割合)
65歳以上人口	1,744人	28.8%
75歳以上人口	908人	15.0%

## ◆地域包括支援センター

町の直営で役場内に1カ所設置

保健師1名、社会福祉士3名（うち1名は非常勤）

（うち3名が介護支援専門員の資格あり）

権利擁護相談（成年後見関係含む）は

社会福祉士2名が他業務と兼務して対応

## ◆社会福祉協議会

日常生活自立支援事業を担う



# 地域包括支援センターの事業

地域包括ケアシステムの構築を実現するために

- ◆総合相談事業
- ◆包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
- ◆介護予防ケアマネジメント
- ◆指定介護予防支援
- ◆権利擁護事業



高齢者に対する詐欺や悪徳商法などの  
消費者被害への対応

高齢者虐待の早期発見と防止

成年後見制度の手続き支援や促進

ざっくりいうと…  
地域づくりの取組

## 平成27年度から追加の事業

- ◆地域ケア会議推進事業
- ◆在宅医療・介護連携推進事業
- ◆認知症総合支援事業
- ◆生活支援体制整備事業

# 利用促進に向けた会議

R元年度 準備会①～③（報酬なし）

R2年度 体制整備会議①～③（要綱を策定し、報酬あり）

R2.5.1 成年後見支援センター設置

R3.3月 和木町成年後見制度利用促進基本計画を策定

R3年度 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会①～③  
（要綱を策定し、報酬あり）

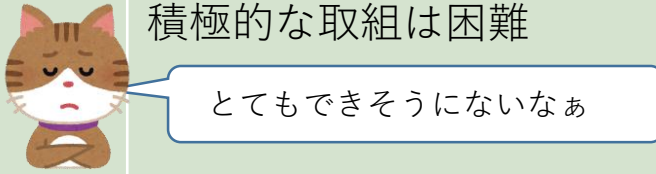
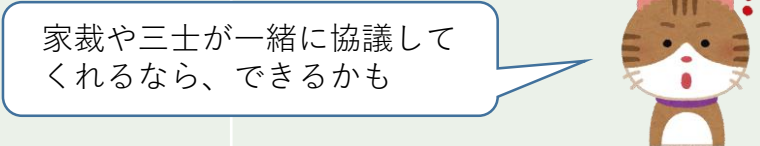
チームを支援

①成年後見制度利用促進

②受任調整会議

③後見人支援

# 準備会 ～中核機関の設置～

年月日	内容	検討結果	参加者
H30.10.1	社会福祉士会の <u>依頼</u> で開催 ・取組状況の確認	積極的な取組は困難 	社会福祉士 保健福祉課課長補佐 包括
R1.8.8	山口家庭裁判所の <u>依頼</u> で開催 ・県内の先進事例の紹介 ・計画策定と中核機関の設置について計画的に進めるよう助言 ・情報交換会の提案	R1準備会の開催 R2計画策定のための会議 R3協議会設置 を目標に進もう 	山口家庭裁判所 司法書士 弁護士 社会福祉士 保健福祉課課長 障害者福祉担当 包括
R1.9.30	準備会① ・計画策定について ・R2の会議の体制について ・中核機関の設置について	・R2年度に高齢者福祉と障害福祉の計画策定会議が3回ある ・計画策定と中核機関設置について協議する	社会福祉士 社会福祉協議会 高齢者福祉担当 地域福祉担当 障害者福祉担当 包括

委員から「小さく生んで大きく育てよう」とアドバイス

# 準備会 ～中核機関の設置～

年月日	内容	検討結果	参加者
R1.10.23	準備会② <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制整備について</li> <li>・成年後見制度利用促進基本計画について</li> <li>・地域連携ネットワークについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度に高齢者福祉計画、障害福祉計画にて一体的に計画策定する</li> <li>・中核機関を包括に設置する</li> <li>・体制整備会議をR2年度に開催する</li> </ul>	山口家庭裁判所 司法書士 弁護士 社会福祉士 社会福祉協議会 地域福祉担当 障害者福祉担当 包括
R2.2.12	準備会③ <ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年度の体制について</li> <li>・報酬について</li> <li>・事例検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R2年度から成年後見制度利用促進体制整備会議を年3回実施</li> </ul> <p>(R2.4.1和木町成年後見制度利用促進体制整備会議設置要綱を策定)</p> <p>(R2.5.1成年後見支援センター事業実施要綱を策定)</p>	山口家庭裁判所 司法書士 弁護士 社会福祉士 社会福祉協議会 地域福祉担当 障害者福祉担当 包括

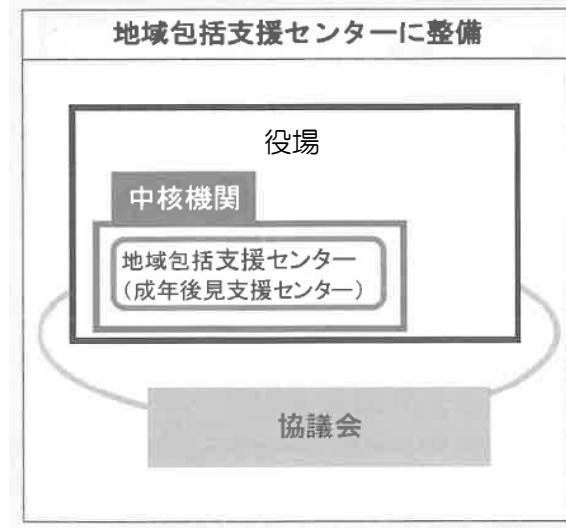


# 中核機関（成年後見支援センター）

## ◆R2.5.1施行 和木町成年後見支援センター事業実施要綱 地域包括支援センターに成年後見支援センターを設置

〈イメージ図〉

地域包括支援センターの業務の一部を「成年後見支援センター」と名付け、業務を明確化し、国の施策のもと成年後見制度の利用促進について進める。



1. 司令塔機能
2. 協議会の事務局機能
  - ① 広報
  - ② 相談
  - ③ 利用促進
    - a. 受任者調整等の支援
    - b. 担い手の育成・活動の促進
    - c. 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
  - ④ 後見人支援
  - ⑤ 不正防止
3. 進行管理機能



# 成年後見支援センターの役割

## ① 広報



### 成年後見支援センター

記事ID: 0003042 更新日: 2020年12月11日更新 印刷ページ表示

#### 成年後見支援センター

成年後見支援センターは、町における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中核機関として、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の相談や広報啓発などを行う機関として、令和2年5月に設置されました。

成年後見支援センターは、高齢者や障害のある方が住み慣れた町で自分らしく安心して暮らしていくために、成年後見制度の利用をお手伝いします。

#### 成年後見制度とは

認知症や知的障害者等が、本人に代わって支援する制度です。

#### こちら地域包括支援センター

#### ■成年後見支援センターを設置しました。

令和2年5月から地域包括支援センターに「成年後見支援センター」を設置しました。これまで、地域包括支援センターで成年後見制度の相談を受けてきましたが、より本人の意思を尊重した支援ができるよう機能を強化します。

#### ■成年後見支援センターとは

成年後見支援センターは、町における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中核機関として、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の相談や広報啓発などを行う機関です。

#### ■成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その方の生活を支援する制度です。

問 成年後見支援センター（地域包括支援センター）  
☎52 - 2196

～和木大学 講座のご案内～

日時： 令和2年9月30日(水) 13:30～15:00

場所： 総合コミュニティセンター 3階集会室

内容： 「成年後見制度について知ろう！」

悩みが解決するきっかけになるかも！  
ビデオやパンフレットを使って  
わかりやすくお話しします♪

自分が子どもの世話をできなくなった時に子どもは大丈夫だろうか？

認知症の高齢者の家に見知らぬ人が出入りしている様子なので心配。悪化防止などにどうしたらいいかな？

子どもがいないので、いざというときに、自分たちで財産管理できなくなったときはどうしよう

講師： 山口家庭裁判所



和木町成年後見支援センターPRキャラクター



- ◆町のホームページに掲載
- ◆広報誌に制度を半年間シリーズで紹介
- ◆イメージキャラクターの作成
- ◆家裁が講師となり制度についての講演会を開催
- ◆パンフレットの作成  
(町内の医療機関等10か所に設置)



# 和木町成年後見支援センターは このような業務を行っています

## 成年後見制度に関する相談・支援

電話や窓口で、成年後見制度の申し立て手続きや提出書類の作成方法など、成年後見制度の利用に関するご相談をお受けします。また、法律などの専門知識が必要な相談は専門相談におつなぎします。

### 「相談時間」

月曜日～金曜日 8:30～17:15

※土曜日・日曜日・祝日および年末年始は休み

## 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度を学びたいという住民や、高齢者や障害のある方の福祉に携わる方に向けて、成年後見制度に関するセミナーや講演会を開催することにより、成年後見制度への正しい理解と普及、利用の促進を図ります。

また、ホームページや広報誌などにより、必要な情報を発信します。

## その他ご利用いただける制度のご案内

### 地域福祉権利擁護事業

#### ●サービスの内容

福祉サービス利用、お金の出し入れ、毎日の暮らしの事務手続き、重要書類や印鑑の預かりなどの手伝い等、日常生活上の判断が十分できない方々が、地域で安心して生活できるように支援します。この事業の契約内容を理解できる方が対象になります。

#### ●対象者

身の回りのことが十分できなかつたり、日常生活に必要なお金の管理に不安を抱えておられる方

#### ●利用者負担金 相談は無料

支援計画作成・契約後 有料1回（1時間程度）＝1,870円

#### ●サービス利用の流れ

和木町社会福祉協議会または、和木町成年後見支援センターに相談  
→和木町社会福祉協議会の専門員が訪問→支援計画の作成  
→契約→援助の開始

#### ●お問合せ

和木町社会福祉協議会

電話番号 0827-52-8644

和木町成年後見支援センター

電話番号 0827-52-2196

令和2年  
5月開設

# 和木町成年後見支援センター

高齢者や障害のある方が住み慣れた町で自分らしく安心して暮らしていくために、成年後見制度の利用をお手伝いします。

### 親が認知症で心配

親が認知症で、入院費を支払うためのお金を銀行で引き出せない



### 障害のある子どもが心配

自分が子どもの世話をできなくなった時に子どもは大丈夫だろうか？



### 近所の一人暮らしの方が心配

認知症の高齢者の家に見知らぬ人が出入りしている様子なので心配。悪徳商法などにだまされていないかな？



### 自分の未来が心配

子どもがいないので、いざというときに、自分たちで財産管理できなくなったときはどうしよう



和木町成年後見支援センターPRキャラクター



「このような時は、お気軽にご相談ください」

和木町成年後見支援センター  
(和木町役場 保健福祉課内)

電話番号 0827-52-2196

(平日の8:30～17:15)

## 成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、契約行為や財産管理などに支障のある方が不利益を被ることがないように、家庭裁判所への申し立てによりご本人を保護し支援する人を選任する制度です。この支援をしてくれる人を「後見人」と呼びます。

## 後見人はどんなことをするのか？

大きく分けて次の2つです。ご本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら・・・

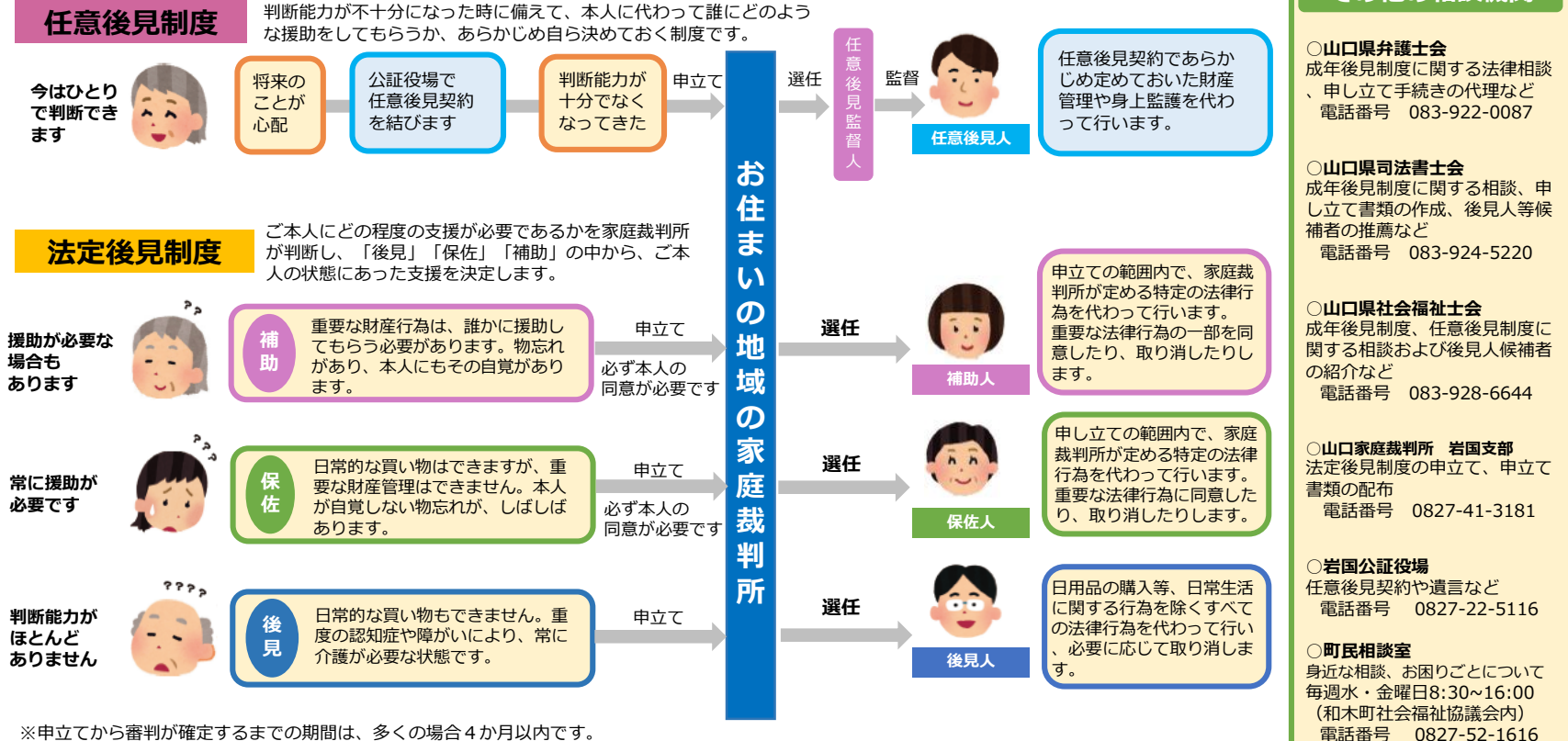
**【財産管理】** 財産の保全と管理、預貯金の出し入れをはじめ、不動産処分や遺産分割、賃貸契約などについての助言や支援をします。

**【身上保護】** 介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払いなど日常生活にかかわる契約などの支援をします。  
※食事の世話や実際の介護などは行いません。

## 後見人はだれがなるの？

家庭裁判所がご本人にとってだれが最善かを考え後見人を選任します。きょうだいなどの親族の方や、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会等の法人などです。

## ～成年後見制度利用の流れ～



※申立てから審判が確定するまでの期間は、多くの場合4か月以内です。

# 成年後見支援センターの役割 ②利用促進

## 計画策定と協議体設置のために、協議の場を設置

- ◆法律・福祉の専門職団体と連携協力して協議ができるように  
R2.4月 **和木町成年後見制度利用促進体制整備会議を設置**  
弁護士、司法書士、社会福祉士の各会に会議への出席及び委員の推薦を依頼
- ◆**和木町報酬及び費用弁償条例**を根拠に、三士に報酬を支払う



# 体制整備会議

# ～計画策定と協議会設置～

年月日	内容	検討結果	参加者
R2.7.13	成年後見制度利用促進体制整備会議① ・コロナ禍のため書面会議 ・計画のためのアンケート内容について協議 ・利用促進に向けた取組方針 ・成年後見支援センターパンフレットについて	アンケートの承認 パンフレットの承認	山口家庭裁判所 司法書士 弁護士 社会福祉士 社会福祉協議会 障害者計画担当 高齢者計画担当 包括
R2.10.7	成年後見制度利用促進体制整備会議② ・アンケート結果の報告 ・計画の素案 ・権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会の設置について	・計画への市民後見人の記載は見送る 研修体制等は県全体で検討する課題  ・協議体はチーム支援として適宜開催 年1回は必ず開催	山口家庭裁判所 司法書士 弁護士 社会福祉士 社会福祉協議会 障害者計画担当 高齢者計画担当 包括

委員から「協議体は毎月開催してはどうか？」と提案。マンパワーと費用面から、毎月は困難・・・



# 体制整備会議

# ～計画策定と協議会設置～

年月日	内容	検討結果	参加者
R3.2.26	成年後見制度利用促進体制整備 会議③ ・計画（案）について ・選任イメージ（家裁説明） ・相談受付シートの作成 ・受任調整フロー ・事例検討	・計画の承認 ・相談受付シート、受任 調整フローを使用した 事例検討 ・様式決定	山口家庭裁判所 司法書士 弁護士 社会福祉士 社会福祉協議会 障害者計画担当 高齢者計画担当 包括

R3年度 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会①～③（要綱を策定、報酬あり）

チームを支援

①成年後見利用促進

②受任調整会議

③後見人支援

R4年度～ 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会

・ケースがあれば令和3年度と同様に3回実施

・ケースがなければ、勉強会等を1回実施





# 和木町成年後見制度利用促進計画

## 障害者計画

- (2) ノーマライゼーション社会の実現
- ア 権利擁護等の推進
- (イ) 施策の方向
- ① 成年後見制度の利用促進

## 高齢者福祉計画

- 1 高齢者を地域全体で支えるまち
- (4) 高齢者の権利擁護と虐待の防止
- (イ) 成年後見制度の利用促進

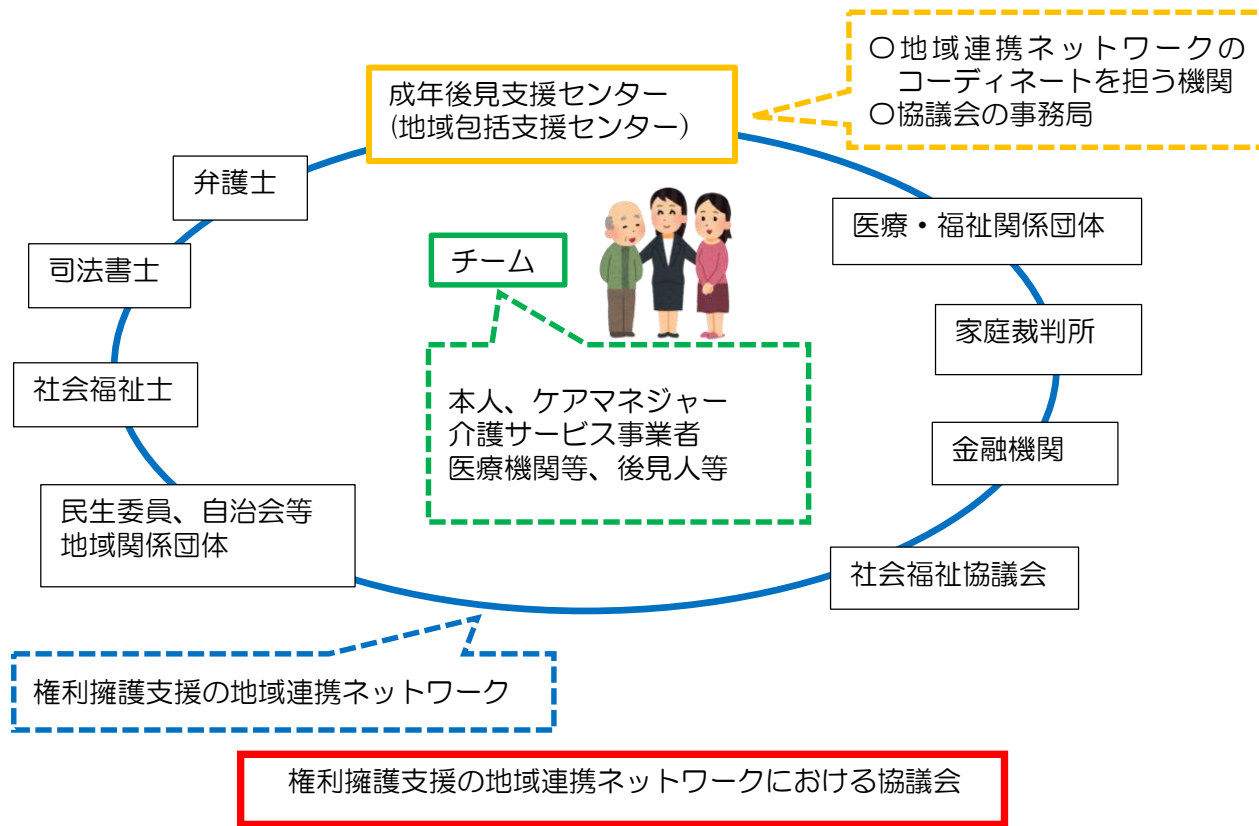
## R3.3月策定 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項において、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本町では上記計画と一体的に策定します。

令和2年5月1日に成年後見支援センター（中核機関）を地域包括支援センターに設置し、法律・福祉等の専門職や幅広い関係者と権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の利用を促進します・・・

# 権利擁護支援の地域連携ネットワーク協議会

【権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会の支援体制のイメージ】



- (1) 関係機関と連携する機能
- (2) 専門的知見から各種支援を実施する機能
- (3) 町計画の取組状況を点検・評価する機能

協議会は、事業の適切かつ効果的な実施のため、必要に応じて会議を開催し、次の内容を支援する。

- (1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- (2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- (3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

# 協議会の運営①

小さい町あるある・・・

- ①町内の会議を兼務している委員が多数 ⇒ 委員の負担が大きい
- ②似たような会議がたくさんあると言われる ⇒ 一部内容が重複し、委員が同じため混乱

『小さい』を強みに！

- ①顔が見える関係を築きやすい
- ②委員が同じことで、各会議での意見を反映できる ⇒ 地域課題がより鮮明になる



- ・チームのメンバーとして関係者を集めてケース会議を行うことで、柔軟性に対応ができる
- ・地域包括支援センターが培った**関係**を生かすことができる  
(医師の代わりに在宅医療連携看護師がチームに入る等)



チーム支援として、弁護士・司法書士・社会福祉士が参加する場を設定しよう！



**協議会**

# 協議会の運営②

## R3.4.1施行 和木町の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく町計画において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するため、「和木町の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(目的)

第2条 権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みにおいて、協議会は、法律・福祉の専門職団体と連携協力して、成年後見制度に関する専門的な相談や家庭裁判所との情報交換・調整等を行い、地域で本人を中心として形成された「チーム」を支援する。

### 地域包括支援センター

### 成年後見支援センター

ア. 権利擁護支援の必要なケースを**早期に発見**

イ. **チームを形成**  
ケース会議を開催

ウ. **協議会を開催**  
チームを支援

エ. チーム支援から  
課題を蓄積

地域課題

家庭裁判所との連携

#### チーム

本人、家族、包括、看護師、警察  
ケアマネジャー、民生委員  
介護サービス事業者等

#### 協議会

成年後見  
支援センター+

弁護士  
司法書士  
社会福祉士

- ①成年後見制度利用促進
- ②受任調整会議
- ③後見人支援

既存の  
会議で協議

# 成年後見支援センターの役割 ④後見人支援

## 事例を通して考える **協議会** のチーム支援

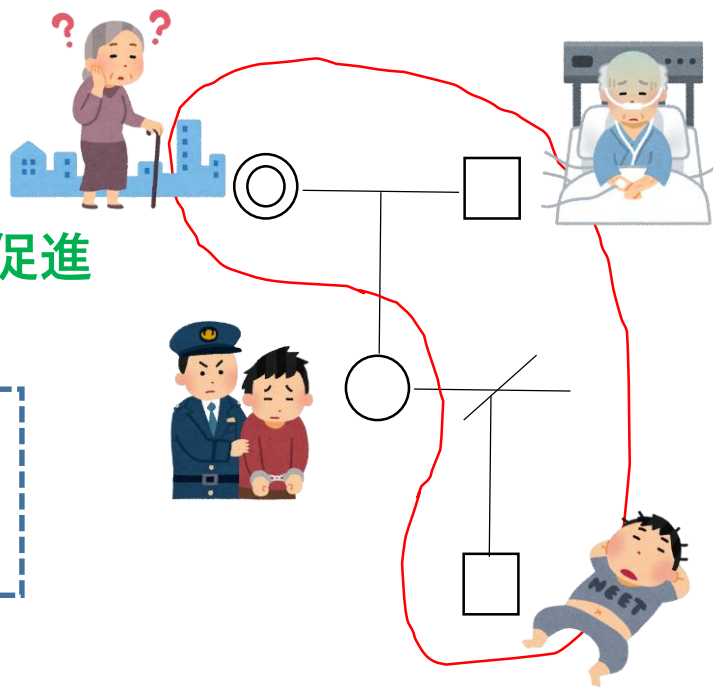
### 協議会① 成年後見制度利用促進

孫  
ケアマネジャー

弁護士  
司法書士  
社会福祉士  
成年後見支援センター

警察、民生委員  
介護サービス事業所  
病院と連携

▶成年後見制度利用の必要性  
について助言



三士の助言がなければ、  
どうしていいか分からな  
かった・・・  
協議会があって良かっ  
た！

### 協議会② 受任調整会議

孫  
ケアマネジャー

弁護士  
司法書士  
社会福祉士  
成年後見支援センター

▶申立人、後見人について助言

### 協議会③ 後見人支援

孫  
ケアマネジャー  
後見人

弁護士  
司法書士  
社会福祉士  
成年後見支援センター

▶後見人の支援について助言

# 課題・今後について

## 課題1

### 協議会の開催頻度

月1回の開催は予算的、マンパワー的に困難。  
チーム支援の必要性があれば適宜開催。3回分を予算化。  
年1回は必ず実施（事例検討や勉強会等）。顔が見える関係づくりの維持。

## 課題2

### 担い手の育成・活動の促進

小さい町単独で研修を行うのは困難。県等の支援が必要。

できることからやってみよう！  
小さく生んで大きく育てよう！

成年後見支援  
**コロケンヤ!**



和木町成年後見支援センターPRキャラクター



基本情報	氏名		年齢	歳	生年月日	年 月 日		
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	住所					
	相談概要							
	生活歴・職歴							
	生活の場所	<input type="checkbox"/> 持ち家 → <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 借家 → <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅( <input type="checkbox"/> 公営 <input type="checkbox"/> 民間 ) → <input type="checkbox"/> 解約済み <input type="checkbox"/> 施設・病院(名称: _____ 住所: _____ )						
	主な既往歴 (主治医)							
	要介護度	区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援( ) <input type="checkbox"/> 要介護( )		認定日 認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	障害認定区分	区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分( )		認定日 認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	障害手帳	療育手帳	判定:		精神保健福祉手帳	級		
		身障手帳	種 級【障害名】( )					
福祉サービス 等の利用状況								
本人の 周辺状況	【親族関係】			【親族関係図】		【推定相続人】		
	氏名	年齢	続柄	交流	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子( 人) <input type="checkbox"/> 兄弟( 人) <input type="checkbox"/> 甥・姪( 人) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			
				あり・なし	【親族又は知人との関係・トラブル】 <input type="checkbox"/> 支援が必要な家族あり <input type="checkbox"/> 虐待の恐れ <input type="checkbox"/> 近隣とのトラブル <input type="checkbox"/> その他( ) 【特記事項】			
				あり・なし				
				あり・なし				
				あり・なし				
				あり・なし				
				あり・なし				
			あり・なし					
●キーパーソン(氏名: _____ )								
本人の 日常・ 社会生活 の状況	<input type="checkbox"/> 支援の必要はない <input type="checkbox"/> 一部について支援が必要 <input type="checkbox"/> 全面的に支援が必要							
	身体機能・生活機能について	視力	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 弱視 <input type="checkbox"/> 全盲	歩行	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助			
		聴力	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> やや難聴 <input type="checkbox"/> 難聴	食事	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助			
		排泄	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助	入浴	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助			
	認知機能	日によって変動		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし				
		意思の伝達		<input type="checkbox"/> 伝達できる <input type="checkbox"/> 伝達できない場合がある <input type="checkbox"/> ほとんど伝達できない <input type="checkbox"/> 伝達できない				
		日常的行為の理解		<input type="checkbox"/> 理解できる <input type="checkbox"/> 理解できない場合がある <input type="checkbox"/> ほとんど理解できない <input type="checkbox"/> 理解できない				
		短期的な記憶		<input type="checkbox"/> 記憶できる <input type="checkbox"/> 記憶していない場合がある <input type="checkbox"/> ほとんど記憶できない <input type="checkbox"/> 記憶できない				
		家族等の認識		<input type="checkbox"/> 正しく認識している <input type="checkbox"/> 認識できていないところがある <input type="checkbox"/> ほとんど認識できていない <input type="checkbox"/> 認識できていない				
		日常の意思決定		<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 特別な場合を除いてできる <input type="checkbox"/> 日常的に困難 <input type="checkbox"/> できない				
会話能力		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 時々可能 <input type="checkbox"/> 単語で応答 <input type="checkbox"/> 不可						
精神・行動障害	<input type="checkbox"/> 支障となる行動はない <input type="checkbox"/> 支障となる行動はほとんどない <input type="checkbox"/> 支障となる行動がときどきある <input type="checkbox"/> 支障となる行動がある 【支援内容、頻度等】							
社会・地域との交流頻度			<input type="checkbox"/> 週1回以上 <input type="checkbox"/> 月1回以上 <input type="checkbox"/> 月1回未満					

権利擁護支援相談受付シート(2/2)

【収入／月額】( 年 月 日現在)		【支出／月額】( 年 月 日現在)	
年金	円	家賃	円
生活保護費	円	電話・光熱水費	円
給料	円	食費・生活費	円
	円	福祉サービス利用料	円
	円	医療費	円
	円	税金	円
	円	保険料	円
収入合計	円／月額	支出合計	円／月額
【資産】( 年 月 日現在)		【負債】( 年 月 日現在)	
預貯金(銀行名・支店名)	残 額	相手先	残 額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
●不動産、株式等の状況			
金銭管理について			
<input type="checkbox"/> 本人が管理している <input type="checkbox"/> 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> 親族又は第三者が管理している 支援者(管理者)の氏名( ) 関係( ) (内容: )	
<input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業の利用 (内容: )			
財産管理の課題			
<input type="checkbox"/> 金融機関の手続き <input type="checkbox"/> 不明財産の照会 <input type="checkbox"/> 不動産の処分 <input type="checkbox"/> 負債整理 <input type="checkbox"/> 遺産相続 <input type="checkbox"/> 消費者被害 <input type="checkbox"/> その他( )			
【特記事項】			
本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題 (課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載)			
本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策			
今後の対応			
<input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業の利用 <input type="checkbox"/> 法律相談 <input type="checkbox"/> その他( )			
成年後見制度の内容等 (受任調整会議への付議 ※候補者が親族以外の場合)			
申立てに関する本人の認識	<input type="checkbox"/> 説明しており、知っている <input type="checkbox"/> 説明したが理解できていない <input type="checkbox"/> 説明しておらず、知らない <input type="checkbox"/> その他 【選択した理由や背景事情等】		
申立類型	<input type="checkbox"/> 成年後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 任意後見 <input type="checkbox"/> 不明		
かかりつけ医	<input type="checkbox"/> あり(病院名: ) <input type="checkbox"/> なし 成年後見用診断書作成依頼 → <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 要調整		
申立人	<input type="checkbox"/> 親族( ) <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 町長		
報酬助成	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 未定		
後見事務の内容	<input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/> 保険金の受領 <input type="checkbox"/> 遺産相続・分割 <input type="checkbox"/> 福祉サービス等の利用契約 <input type="checkbox"/> 訪問販売等の契約の取消し <input type="checkbox"/> 不動産の処分 <input type="checkbox"/> 裁判所の手続き <input type="checkbox"/> その他( )		
【特記事項】			

(参考:千葉県社会福祉協議会「成年後見制度利用促進の体制整備を進める9つのポイント」)

